議案第６０号

京田辺市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

京田辺市職員の修学部分休業に関する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日　提出

京田辺市長　　上　村　　崇

（提案理由）

本件は、職員が働きながら大学等の教育施設で修学できるよう、地方公務員法の規定に基づき、修学部分休業制度を導入するため、提案するものである。

京田辺市条例第　号

京田辺市職員の修学部分休業に関する条例（案）

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の２第１項、第３項及び第４項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（修学部分休業）

第２条　修学部分休業の承認は、１週間を通じて２０時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、３０分を単位として行うものとする。

２　法第２６条の２第１項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

（１）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８３条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第９１条に規定する専攻科及び同法第９７条に規定する大学院を含む。）

（２）　学校教育法第１０８条に規定する短期大学

（３）　学校教育法第１１５条に規定する高等専門学校

（４）　学校教育法第１２４条に規定する専修学校

（５）　学校教育法第１３４条に規定する各種学校

（６）　前各号に掲げるもののほか、任命権者が適当と認める教育施設

３　法第２６条の２第１項の条例で定める期間は、任命権者が必要と認める期間とする。

（修学部分休業取得中の給与の減額）

第３条　職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、京田辺市職員の給与に関する条例（昭和３２年京田辺市条例第１２号）第１１条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消し等）

第４条　任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

（１）　修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。

（２）　正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。

２　任命権者は、修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（修学部分休業の承認を受けた１週間当たりの勤務しない時間をいう。）を短縮することができる。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正）

２　京田辺市職員の給与に関する条例（昭和３２年京田辺市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１７条第５項に次の１号を加える。

（５）　修学部分休業（法第２６条の２第１項に規定する修学部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しなかった期間については、その２分の１の期間

京田辺市職員の修学部分休業に関する条例（案）新旧対照表

改正案	現　行	改正理由
［京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第２項関係）］ （期末手当） 第１７条　（略） ２～４　（略） ５　第３項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を算入しない。 （１）～（４）　（略） （５）　修学部分休業（法第２６条の２第１項に規定する修学部分休業をいう。）の承認を受けて勤務しなかった期間については、その２分の１の期間 ６～８　（略）	［京田辺市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第２項関係）］ （期末手当） 第１７条　（略） ２～４　（略） ５　第３項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を算入しない。 （１）～（４）　（略） ６～８　（略）	期末手当に係る修学部分休業の取扱規定の追加